

地区別計画策定の進め方

(1) 地区別計画に記載すべき事項

文京区バリアフリー基本構想（以下、基本構想）に基づき、公共交通管理者、道路管理者、公安委員会、建築主などの施設設置管理者は、バリアフリー化のために今後実施する事業の計画（特定事業計画）を作成することとなります。そこで、各施設設置管理者の特定事業計画を地区別に取りまとめ、文京区バリアフリー基本構想の「地区別計画」を策定します。

バリアフリー法では、特定事業計画において以下の事項を定めることとしています。

●公共交通特定事業（法 28 条）

- 1 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両
- 2 公共交通特定事業の内容
- 3 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●道路特定事業（法 31 条）

- 1 道路特定事業を実施する道路の区間
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●交通安全特定事業（法 36 条）

- 1 交通安全特定事業を実施する道路の区間
- 2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●建築物特定事業（法 35 条）

- 1 建築物特定事業を実施する特定建築物
- 2 建築物特定事業の内容
- 3 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

●都市公園特定事業（法 34 条）

- 1 都市公園特定事業を実施する都市公園
- 2 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

特定事業は、基準への完璧な適合を求めるものではなく、施設の実状に合わせて実施可能な事業を設定するものです。また、実施時期について、バリアフリー基本構想の目標年次は平成 37 年度としていますが、それ以降の長期的展望も含めて記載することができます。計画の策定にあたり、区民等の参加によるまち歩き等により具体的なバリアフリー課題を把握し、具体的な事業内容を検討していきます。

(2) 推進体制

地区別計画の検討は、以下の体制により推進します。

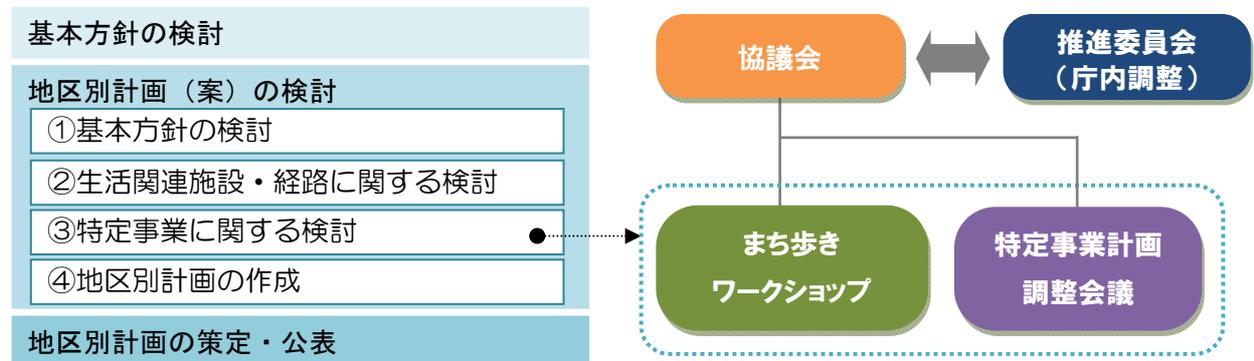


図 地区別計画の推進体制

(3) 検討組織や区民参加による活動等の目的と構成

地区別計画を検討するにあたり、推進に係る各組織や区民参加による活動の目的と構成を以下のように設定します。また、最終的にまとめた特定事業の例を以下に示します。

協議会	地区別計画に必要な事項を協議し、内容の確認を行う。	学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・行政関係者等
推進委員会（庁内調整）	協議会検討内容について事前に調整したり、庁内で連携して取り組む施策について協議する。	都市・観光・福祉・教育系の庁内担当所管
まち歩きワークショップ	生活関連施設・経路を視察し、バリアフリー上の具体的な課題を把握する。	高齢者・障害者等 視察施設の管理者（現地協力）
特定事業計画調整会議	特定事業計画の作成に関する説明を行い、具体的な事業計画の設定に向けて検討する。	生活関連施設及び生活関連経路の管理者等の事業者

(4) 特定事業計画の作成イメージ

特定事業計画は、事業者がそれぞれに実施可能な事業について、自ら位置づけるものですが、区民等の意見が適切に反映された計画とするため、以下のような流れで作成を行います。

■特定事業計画の検討の流れ（例）

- ①基本構想策定時のまち歩きやアンケート、地域懇談会での意見、移動等円滑化に関する事項などに加え、今年度実施するまち歩きワークショップでの指摘事項について、区から施設設置管理者に示し、対応方針を検討いただきます。
- ②施設設置管理者の検討結果を踏まえ、区と調整したのち、特定事業案とします。
- ③特定事業案を協議会に示し、意見を事業者にフィードバックします。
- ④必要に応じ個別に各事業者との調整を行い、特定事業計画としてとりまとめます。

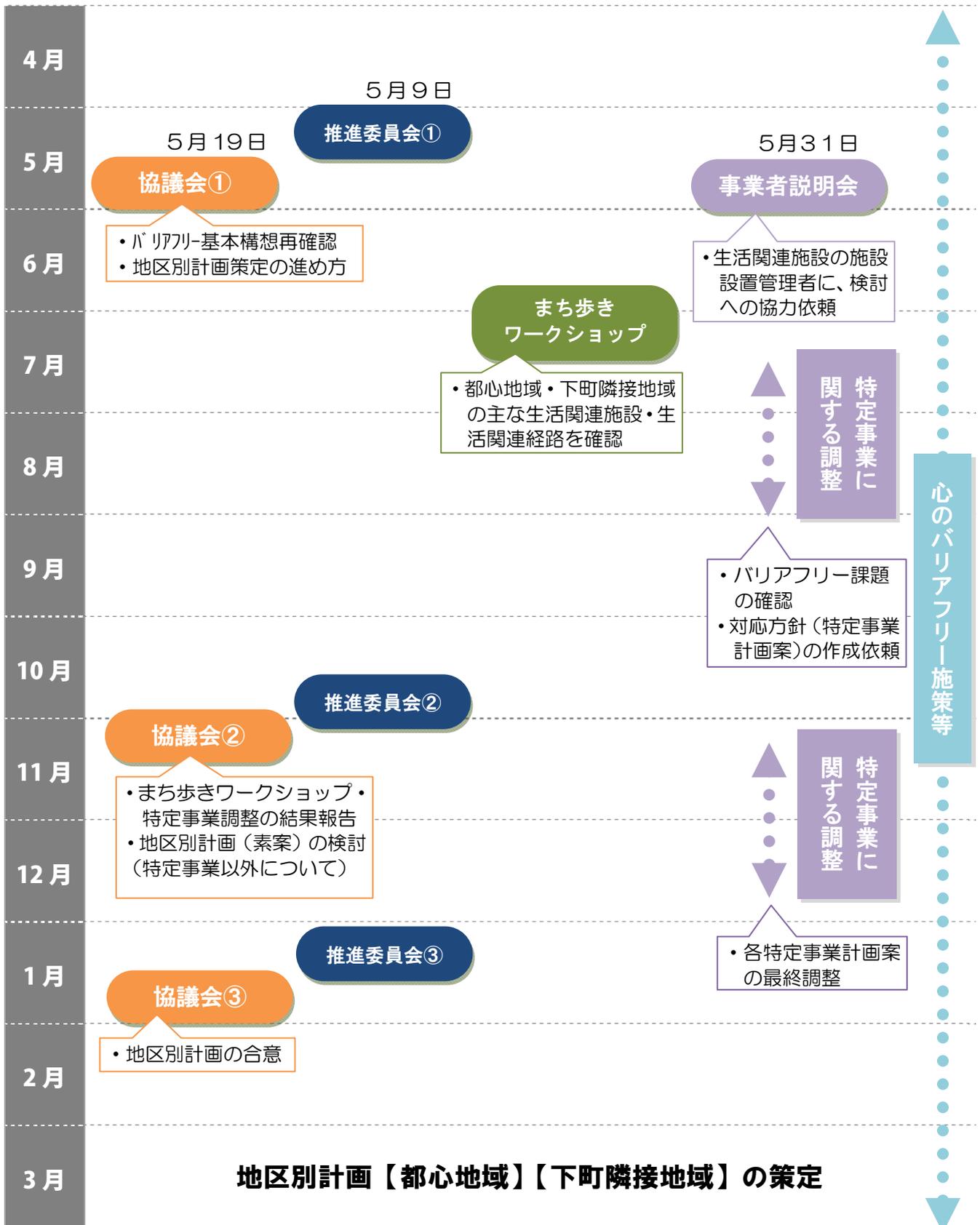
■建築物特定事業計画の例（イメージ）

短期：～平成32年度 中期：～平成37年度 長期：平成38年度以降

項目		特定事業内容	数量・箇所		短期	中期	長期
移動	通路（廊下）	主要な通路は、荷物などで狭くならないように配慮します。	必要	箇所	■	■	■
	エレベーター	エレベーター内の鏡を足下まで見えるものに変更することを検討します。	2	箇所	■		
	階段	段鼻の色を強調し、段を識別しやすいように配慮します。	1	箇所	■		
利用	トイレ	一般トイレの洗浄ボタンやペーパーの配置を統一し、わかりやすい表記対応を検討します。	1	箇所			■
		障害者用トイレを多機能トイレに変更し、ベビーチェアもしくはベビーベッドを設置します。	1	箇所		■	
	駐輪場	利用者などの駐輪が出入口やスロープなどを遮らないように配慮します。	1	箇所	■	■	■
	その他設備	大規模改修時もしくは立て直し時に施設のバリアフリー化を図ります。	—	—			■
案内	外国人など多くの方に対応した案内表示を設置します。	2	箇所	■			
	エレベーターへの音声及び文字案内設備を設置します。	2	箇所	■			
心のバリアフリー	利用者への適切な対応について係員の教育を実施します。	—	—	■	■	■	
	筆談具を設置し、「筆談できます」ということを示す耳マークを掲示します。	1	箇所	■			

※ 他自治体で定めた建築物特定事業を基に作成しています。

(5) 平成 28 年度想定スケジュール



③ 想定プログラム（2日間・3班程度を想定）

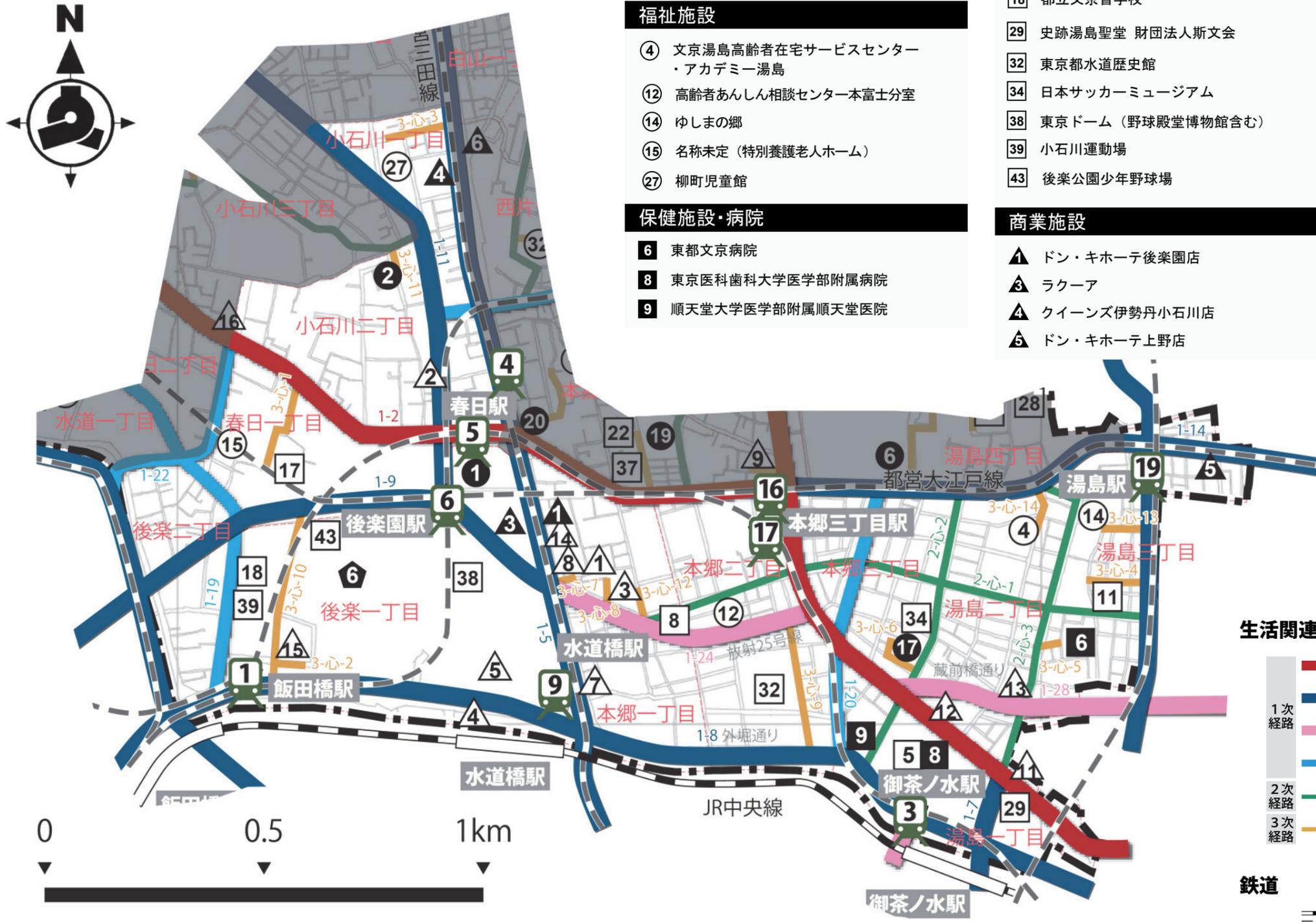
項目	時間	内容
1.開会・説明	(10分)	○開会挨拶 ○区のバリアフリー基本構想の概要について説明 ○本日の目的及び進め方の説明
2.現地確認	(10分)	～班ごとの進行へ～ ○参加者自己紹介 ○班ごとの点検事項、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	(110分)	○現地確認
(休憩)	(15分)	
3.意見交換	(70分)	○点検事項について意見交換
4.発表	(15分)	○各班の意見交換内容を共有
5.閉会	(10分)	○総括 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶



実施イメージ

さまざまな立場の人があつまり、班ごとにまちなかを歩いて区のバリアフリー課題を確認します。会場に戻った後は、気づいたことや、実現可能な改善策の提案などについて、自由に意見を出し合い、参加者全体で共有します。

【都心地域】生活関連施設・生活関連経路



公共施設(窓口)・集会施設

- ① 文京シビックセンター
- ② 礪川地域活動センター
・高齢者あんしん相談センター富坂分室
- ⑬ 湯島総合センター
(湯島第二会館・文京福祉センター湯島
・湯島児童館・湯島図書館)

福祉施設

- ④ 文京湯島高齢者在宅サービスセンター
・アカデミー湯島
- ⑫ 高齢者あんしん相談センター本富士分室
- ⑭ ゆしまの郷
- ⑮ 名称未定(特別養護老人ホーム)
- ⑳ 柳町児童館

保健施設・病院

- ⑥ 東都文京病院
- ⑧ 東京医科歯科大学医学部附属病院
- ⑨ 順天堂大学医学部附属順天堂医院

文化・教養・教育施設

- ⑤ 東京医科歯科大学(湯島キャンパス)
- ⑧ 東洋学園大学(本郷キャンパス)
- ⑪ 日本薬科大学(お茶の水キャンパス)
- ⑬ 筑波大学附属大塚特別支援学校
- ⑮ 都立文京盲学校
- ⑲ 史跡湯島聖堂 財団法人斯文会
- ⑳ 東京都水道歴史館
- ㉑ 日本サッカーミュージアム
- ㉒ 東京ドーム(野球殿堂博物館含む)
- ㉓ 小石川運動場
- ㉔ 後楽公園少年野球場

商業施設

- ㉕ ドン・キホーテ後楽園店
- ㉖ ラクーア
- ㉗ クイーンズ伊勢丹小石川店
- ㉘ ドン・キホーテ上野店

宿泊施設

- ㉙ ホテルウィングインターナショナル後楽園
- ㉚ 東横イン後楽園文京区役所前
- ㉛ ザ・ビー水道橋
- ㉜ 東京グリーンホテル後楽園
- ㉝ 東京ドームホテル
- ㉞ ホテルサトー東京
- ㉟ 水道橋グランドホテル
- ㊱ ホテルお茶の水イン
- ㊲ 東京ガーデンパレス
- ㊳ お茶の水セントヒルズホテル
- ㊴ リッチモンドホテル東京水道橋
- ㊵ 後楽ガーデンホテル

公園・運動場

- ㊶ 小石川後楽園

鉄道駅

- ① 都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅
- ③ 東京メトロ丸ノ内線 御茶ノ水駅
- ④ 都営地下鉄三田線 春日駅
- ⑤ 都営地下鉄大江戸線 春日駅
- ⑥ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅
- ⑨ 都営地下鉄三田線 水道橋駅
- ⑬ 都営地下鉄大江戸線 本郷三丁目駅
- ⑭ 東京メトロ丸ノ内線 本郷三丁目駅
- ⑲ 東京メトロ千代田線 湯島駅

生活関連経路

- 1次経路 国道
- 1次経路 都道
- 2次経路 主要幹線道路(区道)
- 2次経路 生活幹線道路(区道)
- 3次経路 主要生活道路(区道)
- 3次経路 その他の道路(区道)

鉄道

- 鉄道

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- ① 保健施設・病院
- ① 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- ▲ 宿泊施設
- ① 公園・運動場
- ① 鉄道駅

【下町隣接地域】生活関連施設・生活関連経路図



公共施設(窓口)・集会施設

- ⑥ 湯島地域活動センター・総合体育館
- ⑧ 不忍通りふれあい館
(根津地域活動センター・根津図書室)
- ⑨ 汐見地域センター
(汐見地域活動センター・本郷図書館)
- ⑩ 駒込地域活動センター
- ⑫ 千駄木交流館
- ⑭ 根津総合センター(根津交流館・根津児童館)
- ⑫ 勤労福祉会館
(本郷福祉センター(若駒の里)・本駒込図書館)

福祉施設

- ⑦ 文京向丘高齢者在宅サービスセンター
- ⑨ 文京千駄木高齢者在宅サービスセンター・
高齢者あんしん相談センター駒込・文京千駄木の郷
- ⑪ 高齢者あんしん相談センター本富士
・龍岡介護老人保健施設
- ⑫ しおみ児童館
- ⑫ 本駒込児童館
- ⑫ 本駒込南児童館
- ⑫ 子育てひろば汐見

保健施設・病院

- ① 保健サービスセンター 本郷支所
- ④ 駒込病院
- ⑤ 日本医科大学付属病院
- ⑦ 東京大学医学部附属病院

文化・教養・教育施設

- ① 文京区教育センター
- ⑥ 東京大学(本郷キャンパス)
- ⑫ 国立近現代建築資料館
- ⑫ 竹久夢二美術館
- ⑫ 弥生美術館
- ⑫ 森鷗外記念館

鉄道駅

- ⑫ 東京メトロ千代田線 千駄木駅
- ⑫ 東京メトロ南北線 東大前駅
- ⑫ 東京メトロ千代田線 根津駅
- ⑫ 東京メトロ南北線 本駒込駅

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- ① 保健施設・病院
- ① 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- ▲ 宿泊施設
- ① 公園・運動場
- ① 鉄道駅

生活関連経路

- 1次経路
 - 国道
 - 都道
 - 主要幹線道路(区道)
 - 生活幹線道路(区道)
- 2次経路
 - 主要生活道路(区道)
- 3次経路
 - その他の道路(区道)

鉄道

- 鉄道